

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「甲」という。）からの業務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、この契約による業務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による業務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(委託目的以外の使用の禁止)

第3条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、または第三者に提供してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、この契約により保有する個人情報を第三者へ提供してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第5条 乙は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限)

第6条 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による業務にかかる個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(厳重な保管及び搬送)

第8条 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏洩、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに項に返却し、又は漏洩を来さない方法で確実に消去若しくは処分しなければならない。

(違反した場合の措置及び損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反している恐れがあると認めたときは、立ち入り調査を行い又は必要な報告を求めることができる。

2 前項の調査等の結果、乙の違反の事実が明らかになったときは、甲は契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 乙は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。